第一号中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第十八号の５の(2)のロ中「。以下この号において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金（」を「）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金をいう。」に改め、「及び平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたもの」を削り、「（平成十四年法律第五十二号）」の下に「附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法」を加え、「又は就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項の就農支援資金をいう。）」を削る。

第十八号の５の(2)中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）

第十八号の６の(1)中「たい肥舎」を「堆肥舎」に、「牧さく」を「牧柵」に改める。

○文部科学省告示第五十九号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第二条の規定により、平成二十六年三月三十一日付けで次の表に掲げる専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定したので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
北海道	愛犬美容看護専門学校	文化・教養専門課程　トリマー科	昼間	二年
		文化・教養専門課程　動物看護科	昼間	二年
	ＥＳ・ワン動物専門学校	商業実務専門課程　犬の美容学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　動物看護学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　ペットライフ学科	昼間	二年
	大原医療福祉専門学校	商業実務専門課程　医療事務学科	昼間	二年
		教育社会福祉専門課程　介護福祉学科	昼間	二年
		教育社会福祉専門課程　幼児保育夜間学科	夜間	三年
	大原簿記公務員情報医療専門学校函館校	商業実務専門課程　ビジネスキャリア２年制学科	昼間	二年
	大原簿記情報専門学校札幌校	商業実務専門課程　ビジネスキャリア２年制学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　会計システム２年制学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　会計システム４年制学科	昼間	四年
	帯広コア専門学校	商業実務専門課程　観光ホスピタリティ科	昼間	二年
	オホーツク社会福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程　介護福祉科	昼間	二年
		教育・社会福祉専門課程　こども未来学科	昼間	二年
		医療専門課程　歯科衛生士科	昼間	三年
	北見情報ビジネス専門学校	商業実務専門課程　情報通信科	昼間	二年
		商業実務専門課程　総合事務科	昼間	二年
	経専医療事務薬業専門学校	商業実務専門課程　医療事務学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　薬業学科	昼間	二年
	経専音楽放送芸術専門学校	文化・教養専門課程　音楽・放送芸術科	昼間	二年
	経専調理製菓専門学校	衛生専門課程　調理師専攻科	昼間	二年
		衛生専門課程　製菓パティシエ科	昼間	二年
	経専北海道どうぶつ専門学校	商業実務専門課程　ペットプロデュース学科	昼間	二年
	経専北海道保育専門学校	教育・社会福祉専門課程　こども未来学科	昼間	三年
		教育・社会福祉専門課程　こども学科	昼間	二年
	経専北海道観光専門学校	商業実務専門課程　観光サービス学科	昼間	二年
	社団法人北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校	医療専門課程　柔道整復科	昼間	三年
		医療専門課程　柔道整復科	夜間	三年
	札幌観光ブライダル・製菓専門学校	商業実務専門課程　エアライン学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　観光総合学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　ホテル学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　ブライダル学科	昼間	二年
		商業実務専門課程　製菓学科	昼間	二年